

京都市告示第249号

京都市御池老人デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市老人デイサービスセンター条例第4条第4項の規定に基づき、京都市御池老人デイサービスセンターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年7月21日

京都市長 門川大作

京都市御池老人デイサービスセンターのデイサービス事業について、令和5年7月24日（月）を臨時休所とします。

ただし、デイサービス事業を除く配食サービス事業等、他の業務については通常どおり行います。

（理由）

祇園祭後祭開催により、施設周辺道路が午前中通行禁止となるため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）